

官報

号外 平成六年六月十六日

○第百二十九回 衆議院會議録 第二十八号

平成六年六月十六日(木曜日)

議事日程 第十七号

平成六年六月十六日

正午開議

第一 平成二年度一般会計歳入歳出決算

平成二年度特別会計歳入歳出決算

平成二年度国税収納金整理資金受払計算書

平成二年度政府関係機関決算書

第二 平成三年度一般会計歳入歳出決算

平成三年度特別会計歳入歳出決算

平成三年度国税収納金整理資金受払計算書

平成三年度政府関係機関決算書

第三 平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書

第四 平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書

第五 平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書

第六 平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書

第七 製造物責任法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 平成二年度一般会計歳入歳出決算

平成二年度特別会計歳入歳出決算

平成六年六月十六日 衆議院會議録第二十八号

平成二年度決算外五件

午後零時三分開議
○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

日程第一 平成二年度一般会計歳入歳出決算

平成二年度特別会計歳入歳出決算

平成二年度国税収納金整理資金受払計算書

平成二年度政府関係機関決算書

日程第二 平成三年度一般会計歳入歳出決算

平成三年度特別会計歳入歳出決算

平成三年度国税収納金整理資金受払計算書

平成三年度政府関係機関決算書

日程第三 平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第四 平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第五 平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書

日程第六 平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書

○議長(土井たか子君) 日程第一、平成二年度一般会計歳入歳出決算、平成二年度特別会計歳入歳出決算、平成二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二年度政府関係機関決算書、平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書、平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書、平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書、右各件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長稲垣実男さん。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔稲垣実男君登壇〕

○稲垣実男君 たいだいま議題となりました決算等につきまして、決算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、各件の概要を申し上げます。

まず、平成二年度決算についてであります。一般会計の決算額は、歳入七十一兆七千三百四十四億円余、歳出六十九兆二千六百八十六億円余、差し引き二兆四千三百四十七億円の剰余を生じております。

特別会計の数は三十八で、その決算総額は、歳入百九十四兆五千四百三十四億円余、歳出百六十八兆五千八百三十八億円余となっております。

国税収納金整理資金の収納済額は六十四兆三千二百九十億円余、一般会計等の歳入への組入額等は六十四兆三千二百二十億円余となっております。

政府関係機関の数は十一で、その決算総額は、収入五兆七千八百四十三億円余、支出五兆一千六百四十九億円余となっております。

次に、平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書であります。総増加額は十五兆八千四百十五億円余、総減少額は三兆九千二百十億円余で、年度末現在額は六十七兆八千四百八十億円余となっております。

次に、平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書であります。総増加額は一兆七百六十九億円余、総減少額は二千五百四十七億円余で、年度末現在額は一兆六千七百七十二億円余となっております。

なお、平成二年度決算検査報告において指摘されました事項は、不当事項二百四十件、意見を表示したものは処置を要求したもの九件、会計検査院

の指摘に基づき改善の処置を講じたもの十四件となつております。

決算及び国有財産関係の二件は、第百二十三回国会に提出され、決算は平成四年六月十八日、国有財産関係の二件は同年一月二十四日に、それぞれ委員会に付託されました。

次に、平成三年歳決算についてであります。一般会計の決算額は、歳入七十二兆九千九百五億四余、歳出七十兆五千四百七十一億四余、差し引き二兆四千四百三十三億四余の剰余を生じております。

特別会計の数は三十八で、その決算総額は、歳入二百七兆七千六百六十四億四余、歳出百七十七兆八千七百九十三億四余となつております。

国税収納金整理資金の収納済額は六十五兆三千九百七十九億四余、一般会計等の歳入への組入額等は六十五兆三千八百八十七億四余となつております。

政府関係機関の数は十一で、その決算総額は、収入六兆三千二百六十億四余、支出五兆七千八百九十九億四余となつております。

次に、平成三年歳国有財産増減及び現在額総計算書であります。増増加額は五兆八千九百八億四余、増減少額は七千六百六億四余で、年度末現在額は七十二兆九千七百八十二億四余となつております。

次に、平成三年歳国有財産無償貸付状況総計算書であります。増増加額は一千九百六十一億四余、増減少額は一千六百九十六億四余で、年度末現在額は一兆七千三百七十七億四余となつております。

なお、平成三年歳決算検査報告において指摘さ

れました事項は、不当事項二百二十四件、意見を表示したものは処置を要求したものの八件、会計検査院の指摘に基づき改善の処置を講じたもの十八件となつております。

決算及び国有財産関係の二件は、第百二十六回国会に提出され、決算は平成五年五月二十日、国有財産関係の二件は同年一月二十二日に、それぞれ委員会に付託されました。

委員会におきましては、第百二十八回国会の平成五年十一月二日、平成二年歳決算外二件及び平成三年歳決算外二件について藤井大蔵大臣から決算検査報告の概要説明を、中島会計検査院長から決算検査報告の概要説明を、それぞれ聴取いたしました。

第百二十九回国会の平成六年三月二日委員会を開き、今回、従来の審査方針を改め、衆議院規則で定められてはいますが第一回国会以来いまだに実際に活用されたことがなかった分科会を設けることを決定し、審査の一層の充実化、活性化を図ることといたしました。

この審査方針に基づき、細川内閣総理大臣出席のもとに冒頭総括質疑を行い、その後、四個の分科会を設置して五月二十六日及び二十七日の二日間にわたり審査を行いました。

委員会及び分科会におきましては、財政問題、予算執行の実績とその効果などについて熱心な質疑が行われました。その詳細については会議録により御承知を願います。

かくして、去る十四日羽田内閣総理大臣ほか全大臣の出席のもとに締めくくり総括質疑を終了し、決算について、委員会審査の内容をまとめ、委員長より議決案を提出いたしました。

以下その内容を申し上げます。

平成二年歳及び三年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決する。

本院は、両年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、次のとおり改善を要するものが認められるのは遺憾である。

一 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

1 委員会の審査権及び国政調査権に基づき資料要求については、審査及び調査活動が十分その目的を達成できるよう、最大限の協力をなすべきである。

2 教育・研究施設を拡充、強化するとともに、理工系の分野が学生にとって大きな魅力を有し、十分な人材が集まるようにするための積極的な施策を講ずるべきである。

3 質の高い生活環境の実現を図るため、公共事業等のうち複数省庁で類似した事業を行っているものの一部については、関係省庁間で、さらに一層の適切な有機的な連携を行い、効率的な事業執行に努めるべきである。

4 最近問題を生じている運輸省監督下の特殊法人については、その組織の構成及

び運営の適正化について適切な指導・監督を行うべきである。

二 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認め

る。政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀を厳正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行にあたっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図り、もって国民の信託にこたえるべきである。

以上が、議決案の内容であります。

次いで、平成二年歳決算外二件及び平成三年歳決算外二件を一括して討論に付したところ、決算を議決案のとおり議決することに自由民主党及び改進黨は賛成、日本社会党・護国民主連合及び日本共産党は反対の意見を表明されました。

次いで、採決の結果、両年度決算は、多数をもって議決案のとおり議決すべきものと決しました。

次に、国有財産関係の四件については、いずれも多数をもって是認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。
まず、日程第一及び第二の各件を一括して採決いたします。

各件を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、各件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第三ないし第六の四件を一括して採決いたします。

四件の委員長の報告はいずれも是認すべきものと決したものであります。四件を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、四件とも委員長報告のとおり議決いたしました。

日程第七 製造物責任法案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第七、製造物責任法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長白川勝彦さん。

製造物責任法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔白川勝彦君登壇〕

○白川勝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

今日、日常生活においては、多様な製品が大量に使用されており、これら製品の安全確保が十分に図られるとともに、万一、製品の欠陥による事故が発生した場合の被害者の救済が適切に行われることが重要となっております。

本案は、以上の状況にかんがみまして、かねてから議論が行われてまいりました製造物の欠陥により被害が生じた際の被害者救済について、民法第七百九条の不法行為の要件である過失責任を欠陥責任に変更し、製造業者等の過失の有無にかかわらず、損害賠償の責任を製造業者等に課すことにより、円滑かつ適切な被害者の救済を図ろうとするものであります。

第一に、製造業者等は、製造物の欠陥により他人の生命、身体または財産を侵害したときは、過失の有無にかかわらず、これによって生じた損害を賠償する責任を負うものとすること。

第二に、製造物を引き渡した時点における科学または技術に関する知見によつては欠陥の存在を認識することができなかった場合には、製造業者等を免責する開発危険の抗弁を認めるほか、一定の場合に部品・原材料の製造業者の免責を認めること。

第三に、製造業者等の責任期間について、製造物を引き渡したときから十年間とし、蓄積損害などについては、期間の起算点を損害の発生時とする。

その他、製造物や欠陥の定義など所定の規定を設けております。

本案は、去る六月二日当委員会に付託され、翌三日寺澤経済企画庁長官から提案理由の説明を聴

取した後、直ちに質疑に入り、消費者問題等に関する特別委員会との連合審査会を開くとともに、参考人から意見を聞くなど慎重な審査を行い、昨十五日質疑を終了いたしました。

同日日本共産党から修正案が提出され、採決の結果、同修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

事務総長辞任の件

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。

事務総長緒方信一郎さんから、事務総長を辞任したいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決まりました。

事務総長の選挙

○議長(土井たか子君) つきましては、これより事務総長の選挙を行います。

○小坂憲次君 事務総長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(土井たか子君) 小坂憲次さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

〔拍手〕

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

出席國務大臣

大蔵大臣 藤井 裕久君
国務大臣 寺澤 芳男君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布表上及び通知)

一、去る十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
消防法の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十四日、内閣から、国会等の移転に関する法律第十三条第三項の規定に基づき「明日の日本」と新しい首都―首都機能移転その意義と効果―(中間報告)の報告を受領した。

一、去る十四日、内閣から次の報告書を受領した。

(報告書受領)

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辞任

笹木 竜三君
石田 美栄君

補欠

石田 美栄君
笹木 竜三君

労働委員

辞任

額賀福志郎君
宇佐美 登君
宇野 宗佑君
園田 博之君

補欠

宇野 宗佑君
園田 博之君
額賀福志郎君
宇佐美 登君

環境委員

辞任

坂本 剛二君
鹿野 道彦君

補欠

鹿野 道彦君
坂本 剛二君

決算委員

辞任

宇野 宗佑君
新井 将敏君

補欠

佐藤 剛男君
宮本 一三君

議院運営委員

辞任

蓮実 進君
山口 俊一君
増子 輝彦君
栗原 博久君
坂本 剛二君
坂本 剛二君

補欠

栗原 博久君
坂本 剛二君
山口 俊一君
増子 輝彦君

商工委員

辞任

梶山 静六君
森 喜朗君
吉田 治君
関山 信之君
和田 貞夫君
片岡 武司君
鈴木 宗男君
青山 治君
伊東 秀子君
今村 修君

補欠

鈴木 宗男君
片岡 武司君
青山 治君
今村 修君
伊東 秀子君
森 喜朗君
梶山 静六君
吉田 治君
和田 貞夫君
関山 信之君

一、昨十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障委員

辞任

今津 寛君

補欠

後藤田正晴君

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る十四日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

消防法の一部を改正する法律案
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

(報告書受領)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田中昭一君提出水俣病対策としての熊本県債発行に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田中昭一君提出水俣病対策についての閣議決定および関係閣僚会議に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田中昭一君提出大蔵省預金部等の債権の条件変更等に関する法律に関する質問に対する答弁書

平成六年五月二十七日提出
質問 第九号
水俣病対策としての熊本県債発行に関する質問主文書
提出者 田中 昭一

水俣病対策としての熊本県債発行に関する質問主文書

水俣病対策としての熊本県債発行に関する質問主文書

水俣病対策としての熊本県債発行に関する質問主文書

政府は、水俣病対策の一環として一九七八年六月二十日、経営が悪化し、極めて窮乏したチッソ株式会社への金融支援策として熊本県債の起債を閣議了解した。

現在、同社の経営状態の悪化は去る二十四日発表された一九九四年三ヶ月決算を見るまでもなく当時の比ではなく、この累積方式による金融支援も限界にきていると思われる。

そこで、当時の事情等について、以下質問するの回答願いたい。

一 一私企業のために起債を閣議了解した当時の背景と理由。

二 発行時、償還期間等どのような見通しをもっていたのか。

三 他の公営が原因であるか無いかの理由を問わず類似のケースはあるのか。

右質問する。

内閣衆議院二九第九号

平成六年六月十四日

内閣総理大臣 羽田 孜

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員田中昭一君提出水俣病対策としての熊本県債発行に関する質問に対し、別紙各弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中昭一君提出水俣病対策としての熊本県債発行に関する質問に対する答弁書

一 について

チソ株式会社は、水俣病の認定患者に対する補償金の支払を行うため、通常の営業努力はもとより保有資産の売却等により対処してきたが、昭和四十八年からは、関係金融機関においても、同社に対する金融特別措置を講じ、同社の補償金支払を支援してきたところである。し

かしながら、昭和五十三年に至り、同社は当該補償金の支払財源の確保が困難となり、その存続自体も危ぶまれる厳しい経営状況に追い込まれたため、原因者負担の原則を堅持しつつ、同社の経営基盤の維持・強化を通じて、当該補償金の支払に支障が生じないよう配慮するとともに、あわせて地域の経済・社会の安定に資するとの観点から、同年六月二十日に水俣病対策についての閣議了解を行い、これに基づき、関係金融機関による金融特別措置の維持を要請するとともに、熊本県による地方債の発行を通じて所要の融資を行うこととしたものである。

二 について

チソ株式会社への融資を行うための地方債の発行は、同社の経営状況及び補償金の支出状況の推移等を踏まえながら、昭和五十六年度中にそれ以降の方針について検討することとして、開始されたものである。

三 について

一 特定私企業に対し金融支援を行うため、県債を発行した類似例はない。

平成六年五月二十七日提出

質問 第一一〇号

水俣病対策についての閣議決定および関係関係会議に関する質問主意書

提出者 田中 昭一

水俣病対策についての閣議決定および関係関係会議に関する質問主意書
閣議は、水俣病患者に対して補償金の支払いを

行っているチソ株式会社に対する金融支援措置につき、一九九三年九月三日の閣議決定は、熊本県を通じた金融支援に關しては、万一不測の事態が発生しチソ株式会社からの地方債の元利償還財源の確保が困難となった場合、国において万全の措置を講ずるものとした。さらに同年十一月十九日には関係関係会議において、この閣議決定の趣旨を再確認し、①同社に対する金融支援の要請等、②中長期的な観点からの支援策の検討、③水俣・芦北地域の振興、④認定業務の促進という四点を了解し申し合わせている。

しかし、政府においては地元熊本県や患者らの期待に反し、チソ株式会社の経営が深刻化している現在においてもなんら具体的支援策の提示にまで回答願いたい。

一 提示に至らない理由は何か。具体的に回答願いたい。

二 右、四点についてのこれまでの検討の経過と今後の見通しについて回答願いたい。

内閣衆議院二九第一一〇号

平成六年六月十四日

内閣総理大臣 羽田 孜

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員田中昭一君提出水俣病対策についての閣議決定および関係関係会議に関する質問に対し、別紙各弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中昭一君提出水俣病対策についての閣議決定および関係関係会議に関する質問に対する答弁書

一 について

チソ株式会社に対する中長期的な観点からの支援策については、原因者負担の原則を堅持しつつ、同社の中長期的な観点からの経営基盤の維持・強化を通じて、水俣病の認定患者に対する補償金の支払に支障を生じないよう配慮するとともに、あわせて地域の経済・社会の安定に資する観点から、関係省庁において鋭意検討を進めているところであるが、同社の今後の経営見通し等を十分検討する必要があるとともに、法制度との整合性、原因者負担の原則との関係など難しい問題が含まれていることから、いまだ成案を得るに至っていない。

二 について

関係金融機関による金融支援措置については、既に当該金融機関に対しその継続を要請したところであり、チソ株式会社の子会社に対する日本開発銀行の融資についても既に同行に対しその検討を依頼したところである。

チソ株式会社に対する中長期的な観点からの支援策については、一 についてにおいて述べたように、いまだ成案を得るに至っていないところであるが、できる限り早期に成案が得られるよう、関係省庁において鋭意検討を進めてまいりたい。

水俣・芦北地域の振興については、南九州西回り自動車道等の整備や「水俣湾埋立地及び周辺地域開発整備具体化構想」に基づく各般の事業を推進してきているが、今後とも、これらの事業の実施について適切に対処してまいりたい。また、チソ株式会社における同地域の振興への配慮については、既に同社に対しその協

は、年度末現在一六七兆九、二二一億三、十七

九億八、一八四万円余増加しており、財政法第十五条第一項の規定に基づき国庫債務負担行為は、年度末現在三兆八、九二八億一、七〇九万円余で前年度末に比し、一、〇八八億一、二三九万円余増加し、財政法第十五条第二項の規定に基づき国が債務を負担することのできる金額は一千億円であるが、契約等による債務負担額はない。

保証債務及び損失補償債務の負担額は、年度末現在三兆三五六億七、三二二万円余で前年度末に比し、二兆六、二五一億五、一八六万円余増加している。

2 特別会計

平成二年度の特別会計の数は三十八であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入一四四兆五、四三四億四、五八九万円余、歳出一六八兆五、八三八億四、一六四万円余である。また、翌年度繰越額は二兆三、九七〇億六、〇六三万円余、不用額は八兆五、〇三一億二〇一万円余である。

債務負担額は、年度末現在三兆九、〇七七億八、八二三万円余で前年度末に比し、二兆四、〇九四億六、六八一万円余増加している。この債務のうち、借入金は年度末現在一九兆九、三三九億一、二五七万円余、短期証券は年度末現在一六兆三、五六〇億円である。

3 国税収納金整理資金

平成二年度の国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いは、資金への収納済額六四兆三、二九〇億二、六八〇万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等六四兆三、二

〇二億五、六一二万円余であり、差し引き八七億七、〇六七万円余が平成二年度末の資金残額となる。これは主として国税に係る還付金の支払い決定済み支払命令未済のものである。

4 政府関係機関

平成二年度の政府関係機関の数は十一であり、その収入支出の決算額の合計は、収入五兆七、八四三億七、九七七万円余、支出五兆一、六四九億六、九六一万円余である。

二 議決の内容

平成二年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、平成二年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、次のとおり改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

- (一) 委員会の審査権及び国政調査権に基づく資料要求については、審査及び調査活動が十分その目的を達成できるよう、最大限の協力をなすべきである。
- (二) 教育・研究施設を拡充、強化するとともに、理工系の分野が学生にとって大きな魅力を有し、十分な人材が集まるようにするための積極的な施策を講ずるべきである。
- (三) 質の高い生活環境の実現を図るため、公共事業等のうち複数省庁で類似した事業を行っているものの一部については、関係省庁間で、さらに一層の適切かつ有機的な連携を行い、効率的な事業執行に努めるべきである。
- (四) 最近問題を生じている運輸省監督下の特殊法人については、その組織の構成及び運営の適正化について適切な指導・監督を行うべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認め

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀を肅正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して財政運営の健全化、行政の活性化・効率化を図り、もって国民の信託にこたえるべきである。右報告する。

平成六年六月十四日

決算委員長 稲垣 実男
衆議院議長 土井たか子殿

平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書及び平成三年度政府関係機関決算書に関する報告書

一 決算の内容

1 一般会計

平成三年度一般会計歳入歳出決算は、歳入決算額七二兆九、九〇五億五、九二六万円余、歳出決算額七〇兆五、四七一億八、五〇〇万円余であり、差し引き二兆四、四三三億七、四一五万円余の剰余を生じたが、この剰余金は、財政法第四十一条の規定により、一般会計の平成四年度の歳入に繰り入れ済みである。

なお、平成三年度における財政法第六条の純剰余金は、一兆五、三一八億三、五二〇万円余であるが、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例等に関する法律の規定により、財政法第六条第一項の規定は適用されないこととなっている。

以上の決算額を予算額と比較すると、歳入においては、予算額七〇兆六、一三四億六、五〇二万円余当初予算額七〇兆三、四七四億一、九一六万円余、予算補正追加額三兆一、三〇〇億二、三六四万円、予算補正修正減少額二兆八、六三九億七、七七八万円余に比し、二兆三、七七〇億九、四二四万円余の増加となっている。

歳出においては、予算額七〇兆六、一三四億六、五〇二万円余（当初予算額七〇兆三、四七四億一、九一六万円余、予算補正追加額一兆七、二八六億三、〇〇六万円余、予算補正修正減少額一兆四、六二五億八、四二〇万円余）に前年度繰越額八、四六六億六、〇八六万円余を加えた歳出予算額七二兆四、六〇一億二、五八八万円余に対し、支出済歳出額は七〇兆五、四七一億八、五一〇万円余であり、その差額は九、一二九億四、〇七七万円余である。このうち、翌年度繰越額は七、六九一億四、三六五万円余（明許繰越七、六五五億八、八九〇万円余、事故繰越三五億五、四七四万円余、不用額は一、四三七億九、七二二万円余である）。

債務については、債務負担額（保証債務及び損失補償債務の負担額を除く）は、年度末現在一八九兆四、七三九億一、二二一万円余で前年度末に比し、四兆五、六六七億四、一〇二万円余増加している。この債務のうち、公債は、年度末現在一七三兆六、七一二億二、九一四万円余で前年度末に比し、五兆一、四四九億九、一七五万円余増加しており、財政法第十五条第一項の規定に基づく国庫債務負担行為は、年度末現在三兆八、七〇八億一、二八一万円余で前年度末に比し、二二〇億四、二八八万円余減少し、財政法第十五条第二項の規定に基づき国が債務を負担することが出来る金額は一、千億円であるが、契約等による債務負担はない。

保証債務及び損失補償債務の負担額は、年度末現在三六兆七、四六八億五、三三万円余で前

年度末に比し、二兆七、一一一億二、七三二万円余増加している。

2 特別会計

平成三年度の特別会計の数は三十八であり、その歳入歳出の決算額の合計額は、歳入二〇七兆七、六六四億五、三七二万円余、歳出二一七兆八、七九三億二、八五〇万円余である。また、翌年度繰越額は三兆七、七八三億九、九六六万円余、不用額は九兆五、五八二億三、五六九万円余である。

債務負担額は、年度末現在四三兆三、八四一億一、〇九八万円余で前年度末に比し、三兆四、七六三億二、二七五万円余増加している。この債務のうち、借入金は年度末現在二兆八、五四九億八、六八〇万円余、短期証券は年度末現在一五兆八、〇二〇億円である。

3 国税収納金整理資金

平成三年度の国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いは、資金への収納済額六五兆三、九七九億五、九七〇万円余、資金からの一般会計等の歳入への組入額等六五兆三、八八七億六、五五八万円余であり、差し引き九一億九、四一一万円余が平成三年度末の資金残額となる。これは主として国税に係る還付金の支払い決定済み支払命令未済のものである。

4 政府関係機関

平成三年度の政府関係機関の数は十一であり、その収入支出の決算額の合計は、収入六兆三、二六〇億七、三〇三万円余、支出五兆七、八九九億二、八七万円余である。

二 議決の内容

平成三年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につき、左のごとく議決すべきものと議決した。

本院は、平成三年度決算について、予算執行の実績とその効果、会計検査院の検査報告などに重点を置いて審議を行ってきたが、次のとおり改善を要するものが認められるのは遺憾である。

1 予算の執行状況などからみて、所期の目的が十分達成されるよう、なお一層の努力を要する事項などが見受けられる。

次の事項がその主なものであるが、政府は、これらについて特に留意して適切な措置を執り、その結果を次の常会に本院に報告すべきである。

(一) 委員会の審査権及び国政調査権に基づく資料要求については、審査及び調査活動が十分その目的を達成できるよう、最大限の協力をなすべきである。

(二) 教育・研究施設を拡充、強化するとともに、理工系の分野が学生にとって大きな魅力を有し、十分な人材が集まるようにするための積極的な施策を講ずるべきである。

(三) 質の高い生活環境の実現を図るため、公共事業等のうち複数省庁で類似した事業を行っているものの一部については、関係省庁間で、さらに一層の適切な有機的な連携を行い、効果的な事業執行に努めるべきである。

四 最近問題を生じている運輸省監督下の特殊法人については、その組織の構成及び運営の適正化について適切な指導・監督を行うべきである。

2 会計検査院が検査報告で指摘した不当事項については、本院もこれを不当と認める。

政府は、これらの指摘事項について、それぞれ是正の措置を講ずるとともに、綱紀を厳正して、今後再びこのような不当事項が発生することのないよう万全を期すべきである。

決算のうち、前記以外の事項については異議がない。

政府は、今後予算の作成並びに執行に当たっては、本院の決算審議の経過と結果を十分考慮して財政運営の健全化、行政の活性化、効率化を図り、もって国民の信託にこたえるべきである。

平成六年六月十四日

決算委員長 稲垣 実男
衆議院議長 土井たか子殿

平成二年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成二年度中の国有財産の増減額は、総増加額一五兆八、四一五億四、一二九万円余、総減少額三兆九、二一〇億四、七七五万円余であり、差し引き純増加額は一一兆九、二〇四億

九、三五三万円余である。

これを前年度末現在額五五九、二七五億五、六八三万円余に加算すると、年度末現在額は六七七八、四八〇億五、〇三六万円余である。

年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産三七兆八、四六七億一、〇四六万円余、普通財産三〇兆三、九八八万円余であり、区分別では土地二五兆二、八〇〇億一、一五二万円余、政府出資等二兆八、七九七億七、五二二万円余、建物六兆一、九五六億九、四五五万円余、立木竹五兆三、〇四一億七、二〇〇万円余、工作物四兆七、六七一億五、五三九万円余等である。

なお、区分別の増減の主なもの、増が土地一兆六、二四一億八、六二四万円余、政府出資等二兆四、九一四億四、五三四万円余、工作物四、七三三億八、六三九万円余であり、減が航空機一兆二、九七九億九、二八〇万円余、工作物一兆一四五億一、二九五万円余、船舶六、五二七億八、四七二万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成六年六月十四日

決算委員長 稲垣 実男
衆議院議長 土井たか子殿

平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書
に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づ

平成六年六月十六日 衆議院会議録第二十八号

き国会に報告されたものである。

平成二年度中の無償貸付財産の増減額は、総増加額一兆七六九億四、五四四万円余、総減少額二、五四七億九、八八二万円余であり、差し引き純増加額は八、二二億五、七二二万円余である。

これを前年度末現在額八、五五一億四、五五六万円余に加算すると、年度末現在額は一兆六、七七二億五、一二八万円余である。

年度末現在額の内訳は、公園の用に供するもの一兆六、四六六億五、八七五万円余、墓地の用に供するもの一〇六億一、八四九万円余等である。

なお、増減の主なもの、公園の用に供するもので、増が一兆五五三億二、三四五万円余、減が二、四七三億九、七七三万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成六年六月十四日

決算委員長 稲垣 実男
衆議院議長 土井たか子殿

平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十四条の規定に基づき国会に報告されたものである。

平成三年度中の国有財産の増減額は、総増加額五兆八、九〇八億九、七六六万円余、総減少額七、六〇六億五、四九三万円余であり、差し引き増加額は五兆一、三〇一億五、四八二万円余

である。

これを前年度末現在額六、七兆八、四八〇億五、〇三六万円余に加算すると、年度末現在額は七、二兆九、七八二億五、一八八万円余である。

年度末現在額の内訳を分類別、区分別にみると、分類別では行政財産四一兆五、一六四億一、六一五万円余、普通財産三一兆四、六一七億八、九〇三万円余であり、区分別では土地二兆三、四八一億四、八八三万円余、政府出資等二兆五、二八三億七、五九八万円余、建物六兆八、六九四億五、二三三万円余、立木竹五兆四、六一一億二、七七二万円余、工作物五兆二、八九一億四、一九四万円余等である。

なお、区分別の増減の主なもの、増が土地二兆四、五二七億五、一〇七万円余、政府出資等一兆三、六五六億三、二五四万円余、建物七、六四六億二、五三三万円余であり、減が土地三、八四六億一、三七六万円余、政府出資金等一、一七〇億三、一七八万円余、建物九〇八億四、四七三万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成六年六月十四日

決算委員長 稲垣 実男
衆議院議長 土井たか子殿

平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書
に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、国有財産法第三十七条の規定に基づ

き国会に報告されたものである。

平成三年度中の無償貸付財産の増減額は、総増加額一、九六一億四、五八三万円余、総減少額一、六九六億七、一六八万円余であり、差し引き純増加額は二六四億七、四一四万円余である。

これを前年度末現在額一兆六、七七二億五、一二八万円余に加算すると、年度末現在額は一兆七、〇三七億二、五四二万円余である。

年度末現在額の内訳は、公園の用に供するもの一兆六、七三二億九、七九四万円余、墓地の用に供するもの一〇六億一、九二六万円余等である。

なお、増減の主なもの、公園の用に供するもので、増が一、七八八億九、八六三万円余、減が一、五三三億五、九四四万円余である。

二 本件の議決理由

本件は、これを是認すべきものと認め、その旨議決した次第である。

平成六年六月十四日

決算委員長 稲垣 実男
衆議院議長 土井たか子殿

製造物責任法案
右

国会に提出する。

平成六年四月十二日

内閣総理大臣 細川 護熙

平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書
平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書
製造物責任法案及び同報告書

平

製造物責任法

(目的)

第一条 この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2 この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

8 この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者(以下単に「製造業者」という。)

二 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示(以下「氏名等の表示」という。)をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三 前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

(製造物責任)

第三条 製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

(免責事由)

第四条 前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によつては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

二 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

(期間の制限)

第五条 第三条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務を知った時から三年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

2 前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は

一定の潜伏期間が経過した後に症状が現れる損害については、その損害が生じた時から起算する。

(民法の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

2 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)」を「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第九十四号)及び製造物責任法(平成六年法律第 号)」に改める。

理 由

製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与するため、製造物の欠陥に係る製造業者等の損害賠償の責任を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

製造物責任法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、製造物の欠陥により被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について、民法の一般則の特例措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 定義

(一)「製造物」とは、製造又は加工された動産をいうものとする。

(二)「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいうものとする。

(三)「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。

(1) 業として当該製造物を製造、加工又は輸入した者(以下単に「製造業者」という。)

(2) 自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示(以下「氏名等の表示」という。)をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

(3) (2)に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができるとする氏名等の表示をした者

3 製造物責任

製造業者等は、その製造、加工、輸入又は2の(2)若しくは3の氏名等の表示をした製造物であつて、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めを負うものとする。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りではないものとする。

4 免責事由

製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、製造物責任の賠償の責めを免ぜられるものとする。

(一) 当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によつては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

(二) 当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従つたことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

5 期間の制限

(一) 製造物責任に係る損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知つた時から三年間行わないとき

平成六年六月十六日 衆議院会議録第二十八号

製造物責任法案及び同報告書

は、時効によつて消滅するものとする。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年を経過したときも、同様とする。

(二) 十年の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後発症が現われる損害については、その損害が生じた時から起算するものとする。

6 民法の適用

製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法の規定によるものとする。

7 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、製造物の欠陥によつて生命、身体又は財産に係る損害を受けた被害者の円滑かつ適切な救済を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、日本共産党の吉井英勝君より修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成六年六月十五日

商工委員長 白川 勝彦

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

製造物責任法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、製造物の欠陥による被害の防止と円滑な救済を図るため、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法は、製造物の欠陥によつて生じる責任のあり方を基本的に改めるものであり、その内容について、一般消費者、中小企業者等の的確な周知を図り、被害者救済を適切に実現するため、当委員会の審議を通じて明らかにされた立法の趣旨、条項の解釈等につき、関係者に十分周知徹底されるよう各般の方法による広報に努めること。

特に、輸血用血液製剤については、その特殊性にかんがみ、審議における政府見解の周知徹底を図ること。

二 日本赤十字社の血液事業について、現場の業務手順の作成等により、同社の職員が安心して業務ができるよう措置するとともに、献血者の問診等が献血者にとって煩雑なものとならないよう配慮し、必要な協力が得られるようにすること。

三 被害者の立証負担の軽減を図るため、国、地方自治体等の検査分析機関及び公平かつ中立的である民間の各種検査・調査・研究機関の体制の整備に努めるとともに、相互の連携の強化により多様な事故に対する原因究明機能を充実強化すること。

四 裁判によらない迅速公正な被害救済システムの有効性にかんがみ、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること。

五 中小企業の負担軽減のため、製品安全対策、

クレーム処理等についての相談・指導体制の充実を図るとともに、安全な製品を供給するための各種の活動につき積極的支援を図ること。

また、下請事業者に不当な負担を及ぼすこととならないよう十分な配慮を払うこと。

六 製造物に係る事故原因の調査結果については、事故の再発防止を図る観点から、企業秘密やプライバシーの保護及び円滑な情報収集の確保に配慮しつつ積極的に公開するよう努める等、事故情報の提供の一層の拡充・強化を図ること。

また、消費者安全に係る消費者教育の充実を努めること。

七 各種法令による安全規制については、対象品目、規制基準等について、最新の技術等の環境の変化に適切に対応させ、危害の予防に万全を期すること。

衆議院会議録第二十二号中正誤

七ページ二段六行は、行頭を一字上げる。

明治三十五年三月十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区
大蔵省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 三〇三円
送料	別